

〔二水記〕大永七年十二月十八日禁中御煤拂也。

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十二月十八日御す、はきの御ふれあり、こよひより御ゆどの、うへならします、さけの御くばりあり、十九日御煤はきいつものごとくあり、常の御所ばかりにうちに御ゆどの、うへにて、かちん御てんにて二こんまいる、女御女中みなく御祝まいる、男たちすすにてあつ物御いはるあり、しんじほうけん權すけ殿、かんろじつねの御所の御ざのうへに、たいそうの御屏風一さうたてられて御祓あり、夕かた御煤はきの御いはる三こん常の御所にてまいる、初こん三ツさかな、二こんそろく、三こんかうちまいる、准后女御御しやうばんの女中も、そろく御すわりあり、めでたしく、長はし御す、はきには、いつも御盃御いたゞき候へ共、わづらひにて御まいりなし。

〔慶長日件録〕慶長八年十二月廿日、從禁中明後日廿二日、御煤拂御觸有之、則出納所へ令下知者也。

其一通 來廿二日可有御煤拂、任例可致下知之狀如件、十二月廿日 式部丞 出納所 次明

日女院御所御煤拂可候之由有御觸候、廿一日、今日女院御所煤拂也、仍飯後女院○後陽成母后新上東門院藤

原晴子 參、日沒之比退出、廿二日、禁中御煤拂也、朝飯令支度參内衛士五人參、與介、茂兵衛、與兵衛、甚

五郎、新藏等也、入夜退出、

〔大江俊矩記〕文化三年十二月廿七日庚子、清涼殿御煤拂也、依申合俊常壹人卯半刻參勤俊矩、助功

常顯等已刻頃參集也、資愛朝臣前夜參宿故暫之殘居、其後重能朝臣以下各如例參集也、一藏人

方諸司出納以下小舍人所衆等、如例卯半刻出仕、出仕相届上、俊常申頭辨頭辨被届議奏後、取掛之

儀命出納如例令奉仕、尤買物使修理職等相廻、掃除湯諸具等可廻義申番頭代、如例催之也、出納職厚出仕

職實も爲見習參仕也、一内侍所御塞有之、已刻前諸司令出平唐門外、午刻前被解、更相廻如元令奉仕也、略中

一錢形御屏風金物大分損有之に付、飾師召連、買物使相廻爲直候也、此飾師ハ修理職ノ飾師トハ違也一朝餉